

フランスにおける景観保全の動向をめぐる調査

ー マルロー法とフェュー規制後のパリとディジョンを中心に ー

国際文化学部 15AR006 有働 千春

目 的

フランスには美しい歴史的景観が数多く存在する。こうした景観には、言うまでもなく計り知れない価値があり、フランスではこうした価値を守るために景観保全に関する規制・制度を施行し、国家規模でこれに取り組んでいる。中でも、ノーベル文学賞を受賞し、文化大臣をも務めたアンドレ＝マルロー（André Malraux, 1901-1976）が 1962 年に策定した、通称・マルロー法（正式名称「フランスの歴史的、美的文化遺産の保護に関する立法を補完し、かつ不動産修復を促進するための法律」）が示した保全地区という考え方は世界で最初の体系的な歴史的環境を保全する制度と言われている。このマルロー法が制定された時代には、歴史的環境を保全する制度はどこにもなく、それどころか、近代化が叫ばれ、都市開発法が制定され、全国で旧市街地が取り壊されて歴史的市街地の中に高層ビルが建つなど、近代化への動向が激しい時代であった。このような時勢の中、まさに手探りの状態で施行されたマルロー法は試行錯誤を繰り返しながら、現在のフランスで行われている「景観保全」にも通じる考え方を築き上げていったのである。また歴史的眺望を保護する目的で 1977 年にはフェュー規制（fuseau とは紡錘形の視野のこと：特定建造物の背後の高さ規制）も制定された。このフェュー規制は、パリの 47 か所の景観に適用されているだけでなく、ディジョン市においても、地区ごとの建物の高さ規制の基準設定に用いられている。

私たちは今回の研究旅行で、景観保全の起源ともいえるマルロー法を出発点に置き、マルロー法が実際に適用された首都パリと保全地区・ディジョンを訪れ、マルローが理想とした「景観保全」の在り方を、特定の建造物や地区を限定して、その具体的な適用状況、現状の問題点等を現地で調査したい。さらに、パリとディジョンにみられる景観保全の取り組みから、フランスにおける景観保全活動の最新の動向を追いたいと考える。

目的地

フランス パリ・ディジョン・ナント・ボヌ

日 程

出発予定日	2013年 2月 4日	旅行予定日数（発着日含む） 14日間
帰着予定日	2013年 2月 17日	
	滞在地	行動・調査内容
第1日目	福岡 パリ	福岡国際空港(10:30 発→仁川大雪のため遅延 12:10 発) 仁川空港経由 シャルル・ド・ゴール空港(18:10 着)
第2日目	パリ	凱旋門～チュイルリー公園までの景観調査
第3日目	パリ	セーヌ川沿いの建造物調査（シテ島を中心に）
第4日目	パリ・ナント	ナントの再開発地区の見学
第5日目	パリ	エッフェル塔周辺の景観調査 モンマルトルの丘から見たパリの街
第6日目	パリ→ディジョン	（午前・移動）ディジョン市の景観調査
第7日目	ディジョン	ディジョン市内の伝統的建造物の見学
第8日目	ディジョン	ディジョン駅周辺、旧市街を中心に街並みの調査
第9日目	ディジョン ボーン	15C・ブルゴーニュ公国時代の建造物の見学
第10日目	ディジョン パリ	（午前・移動） マレ地区・時代別の建造物の見学
第11日目	パリ ヴェルサイユ	ヴェルサイユ宮殿における広範囲の景観規制 （保全区域の拡大例）
第12日目	パリ	予備日
第13日目	パリ	シャルル・ド・ゴール空港(13:10 発) 仁川空港経由
第14日目	福岡	福岡国際空港(14:30 着)

調査結果

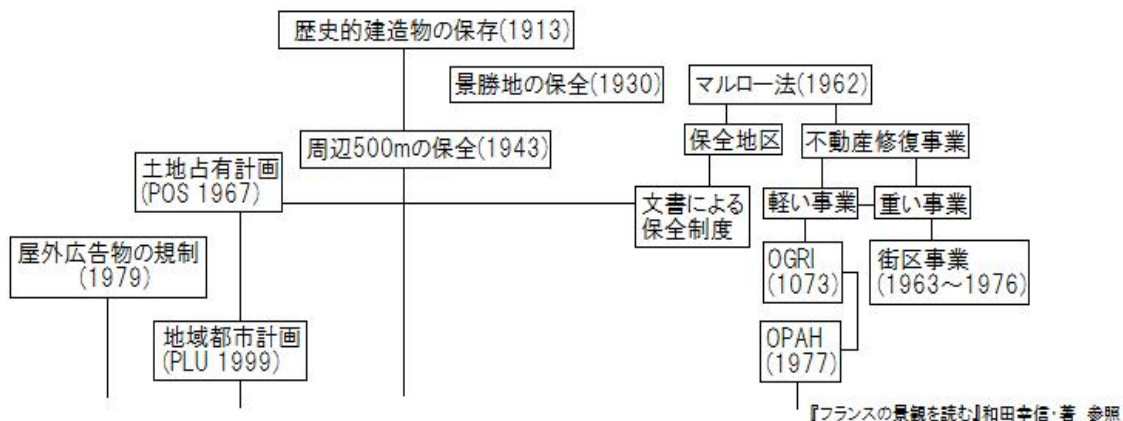
1：フランス都市景観制度の歴史

フランスの景観保全に関する制度の整備は、1913年に歴史的建造物の保存が制度化されたことに始まった。当初、この法律では「点」としての建造物の保存のみが対象とされていたが、保全に対する考え方が建造物周辺の地域を含んだものに発展するにつれ「面」としての保全制度が導入されるようになっていった。1930年には景勝地の保全が始まり、国が管理を担当する指定景勝地(ex, ルーブルの中庭・シャイヨー宮前のトロカデロ広場【図I】など)と、それに準じて状態が悪化すれば指定するという登録景勝地(ex, パリ中心部)とに分類され保全されるようになった。その後も、フランスの景観保全制度のうち、最も景観・歴史的市街地の保全において大きな役割を果たしてきたといわれている歴史的建造物の周囲500mの景観保全制度(1943)が施行されるなど、現行の制度に至るまでに景観保全制度は目まぐるしく変化を繰り返してきたのである。【図II】

【図I】 指定景勝地・シャイヨー宮前のトロカデロ広場



【図II】 フランスにおける都市景観保全制度整備の経緯(一部)



2：マルロー法

今回の調査で注目したマルロー法(1962)は、正式には「フランスの歴史的、美的文化遺産の保全に関する立法を補完し、かつ不動産修復を促進するための法律」といい、ノーベル文学賞を受賞した当時の文化大臣アンドレ・マルローが作成したものである。今でこそ、この法が示した「保全地区」という考え方は世界で初めての体系的な歴史環境保全制度といわれているが、制度施行直後のマルロー法は現行のものと大きく様相が異なっていた。

この法案を起草するに際し、マルローが意図したのは「歴史的建造物の周囲にある伝統的な建物を修復することにより、歴史的建造物にふさわしい街並みを再生させること」であった。つまり、当初のマルロー法は不動産修復事業を行う上での事業手法として制度化されたものであったのだ。この不動産修復事業では、伝統的な建物の外部を修復・保存する一方、内部を近代化することが目的とされ、給排水・衛生整備・電気やガスなどの近代設備を設置することが考えられていた。

このような考えのもと施行されたマルロー法であったが、世界的にも前例のない制度であったため、この後試行錯誤が繰り返され徐々にその体系を変えていった。以下はその経緯を大きく三期に区分したものを簡単にまとめたものである。

	第1期	第2期	第3期
年代	1962～1972年	1972～1982年	1982～現在
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 不動産重複事業(街区事業、重い事業)⇒建設省都市計画局による。歴史的に価値の高い建物を修復/歴史的市街地として適当な建物は地図上に赤で示して再建、不適当な建物は黄色で表し取り壊す 軽い事業⇒建設省住宅局による。一般住宅の内部改良。 	第1期の課題点を踏まえ、1973年にその後のマルロー法の方針を決定づける「技術ノート」が出された。この改正により、既存の事業手法は放棄され、技術ノートに基づき、保全地区という区域を対象として、保全再生計画により歴史的市街地を保全する制度に変更された。	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物の周囲に適当な歴史的街区を「復元」することを重視。 全国で24の街区事業が実施(内21は保全地区内)⇒不動産修復事業は保全地区以外でも実施可能であった。 	<ul style="list-style-type: none"> このときに改正された制度が基本的に現在も用いられている。 保全再生計画は改正可能な文書に。保全地区地方委員会が作成に加わることで、より地元の見解が反映できる制度に。 	都市計画の制度において大幅な分権化が実施⇒文化遺産はこれまで通り国が管理/保全地区は基本的に国が保全再生計画の作成に責任を持つ一方、一般公開と公開意見調査を導入。(地域住民の参加可)
問題点	街区事業⇒費用がかかる/手続きが困難/居住者の立ち退きを求める必要あり		

このように、時代毎に様々な試行錯誤が繰り返され、その都度その在り方を変化させてきたマルロー法であるが、今回の研究旅行ではこの法が実際に布かれていたパリ・マレ地区とディジョン市を訪問し、調査することができた。

○パリ・マレ地区

マレ地区は、マルローが国民議会での演説に引用したこともあり、保全地区のシンボリック的存在となっている。マルロー介入以前のマレ地区は、歴史的な街区であるにも関わらず荒廃が進んでいた。そのため、民間や公共機関が少しずつ修復を進めていたが、それでは不十分であったため本格的な行政の支援が必要とされていた。マルロー法における保全地区は、このような要請に応えることを目的とした制度であり、マレ地区はマルロー法施行後 12 番目にこの法が適用された地区であった。

マレ地区の繁栄は、アンリ 4 世が 17 世紀初頭にヴォージュ広場を作ったことに始まり、この広場が注目を集めるようになると多くの貴族がこの地区に館を建てるようになった。



【ヴォージュ広場】開放的で明るい雰囲気。広場を囲む赤レンガ造りの建物と芝生のコントラストがとても綺麗だった。平日にも関わらず、寛ぐカップルや家族連れが目立った。

小さな子供の遊び場にもなっているようで、パリ市民の憩いの場となっているようだった。

こうして多くの貴族が住むようになり、17 世紀にはパリでもっとも繁栄した華やかな地区となったが、18 世紀に啓蒙の時代を迎えると、狭い通りに立て込んだ建物が並ぶという中世の面影を残すマレ地区は次第に古臭い場所だと思われるようになり、衰退の道をたどり始めた。さらに、フランス革命が始まるとこの地区に住む多くの貴族が処刑あるいは亡命したために主のいなくなった貴族の館に手工業者が移り住むようになった。しかし、手工業者の経済力では館のメンテナンスを十分に行うことができず、荒廃の一途をたどっていった。こうした状況にマルローはマルロー法をもって対処したのである。

マレ地区が保全地区に指定された 1965 年はマルロー法の第 1 期にあたり、この時期のマルロー法は不動産修復事業を行う制度であった。マレ地区のうち 126ha が保全地区として

指定され、そのうちヴォージュ広場を含む貴族の館が多く集まる地帯 3.5ha において街区事業が行われ、17 世紀の市街地復元のため大規模な工事が行われた。この事業の過程で取り壊しが決定した建物の住人は立ち退きを余儀なくされ、再建により外観が整備された建物は必然的に家賃が値上がりし、貧しい借家人は転居せざるを得ない状況となっていった。この結果、対象区住民の半数が交代したといわれている。その一方、17 世紀の歴史的市街地の景観がよみがえるとともに、マレ地区は観光地としての発展も進んでいった。こうした背景もあり、パリ市もマレ地区の再生事業には協力的であり、かつての貴族の館を買い取り、美術館や博物館として再利用し管理しているという。

マレ地区における、マルロー法の適用は観光地としての発展と住民の強制退去という明と暗、二面性が現れる結果となったといえる。



【サレ館】17 世紀の塩の徴税請負人の屋敷。現在はピカソ美術館として再利用されている。訪問時は工事中で中には入れなかったが、工事のことを知らずにこの美術館を訪れた観光客の姿もみられた。マルロー法の再生事業にパリ市が政策により協力した結果観光スポットとして保全されている良い例であると思う。



【スービーズ館】18 世紀に建てられた館。内部はロココ調の建物となっている。現・国立古文書博物館。サレ館同様、パリ市の協力により保全と観光が同時に行われている事例。



【マレ地区の街並み】全体的に細い路地が多く、道に沿うように同じ高さの建物が並ぶといった構造が多かった。道が細い上、両サイドの建物が切り立っているため私には少し圧迫感があった。画廊や骨とう品店が多い地区ということもあってか街頭やドアノッカーにきれいな細工が施されているように感じた。

○ディジョン市

ディジョン市は、ワインで有名なブルゴーニュ地方にある人口約 15 万人の都市である。かつてはブルゴーニュ大公国として栄え、100 の塔のある街ともいわれていた。ディジョン市が保全地区として指定されたのは不動産修復事業が中心に行われていたマルロー法第 1 期の 1966 年 8 月 19 日であり、全国では 22 番目の保全地区である。

ディジョンの保全地区では、かつて都市壁で囲まれていた約 1 k m²の歴史的市街地が区域と認定された。また、保全再生計画においては提案から国による承認を得るまでに約 25 年を費やすものであった。このように承認を得るまでに長い時間を要したのには大きく 2 つの理由がある。一つは、マルロー法が変更されるに伴い、ディジョン市も保全再生計画の変更をしなければならなかったという点。もう一つは、当初優先されていた保全地区内での車の通行が、中心地においては制限される方針に移行したため保全計画の見直しが求められたという点である。

保全地区においては、建物の保存手法が国の基準によって決められており、建物は歴史的建造物・保存する建物・保存しなくてよい建物・取り壊す建物の 4 つに区分される。このうち、歴史的建造物は 1913 年の歴史的建造物に関する法律ですでに指定・登録が行われているため、これを除く建物が 3 つに区分される。区分の方法は、その建物の建築的価値・状態がそれぞれ 3 段階で評価された後に総合的に判断される。ディジョン市における建築的評価は下記の表の通りである。【図Ⅲ】

【図Ⅲ】 デイジョン市における建物を3つに区分する基準

建築的価値	評価
A	非常に価値が高い・価値が高い (15～17世紀初頭までの ルネサンス期及びこれに続く ブルゴーニュ大公時代の建物)
B	平均的 (A、C以外の建物。 主として19世紀～戦前の建物)
C	価値が低い (戦後に中庭などに建てられた 物置などの付属舎)

建物の状態		考慮すべき要素と評価
A	良好	基礎、仕上げともに良好
B	平均的	基礎の状態が良くない (壁、屋根、ファサード)
C	良くない	仕上げの状態が良くない (塗料、金物装飾、塗装)

建築的価値	建物の状態	総合評価	建物の分類と対処
A	A	A	建物全体、あるいはその一部を保存することが求められる
A	B	A	
A	C	A	
B	A	A	
B	B	B*	保存されない建物で、保存や改良、移築可能
B	C	B	
C	A	B	
C	B	C**	全体、あるいは一部の取り壊し・改良が求められる
C	C	C	

*:通りに面している場合A **:通りに面している場合B

総合評価Aの保存する建物は、取り壊・増築・改築が禁止され、現状を維持するためのメンテナンス工事のみが許可される。Bの保存されない建物は、取り壊しは可能であるが、同じ位置・大きさで再建することが求められる。Cの取り壊しが求められる建物は、マルロー法第1期の不動産修復事業が行われた際に実際に取り壊されている。この結果、マレ地区同様住民の立ち退きが社会問題となり、現在では取り壊しは行われていない。

以下では、現在のデイジョン市の様子を紹介したい。



【La Nef】 デイジョン市の歴史的建造物。



【歴史的建造物と保存する建物】

通りの奥に見えるカラフルな屋根の建物は歴史的建造物であるサン・ベニーニュ大聖堂。この大聖堂へ向かう道沿いの建物はすべて保存する建物になっている。道路はすべて石畳でできており、足元の景観も守られているのだと思った。

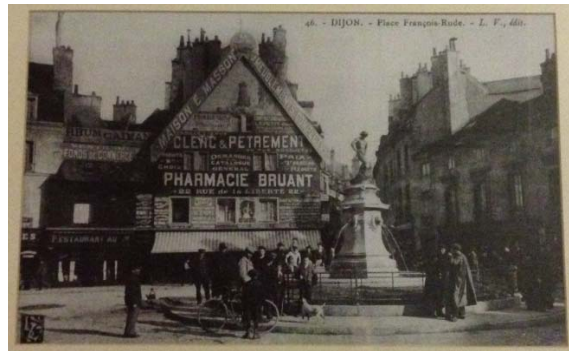


【デイジョン市内】旧市街地の中心地を少し離れ

ると近代的な風景が見えてきた。

駅の周辺は路面電車が通り、郊外の方へ歩くと住宅地となっていた。

街は、観光地と駅を中心ににぎわいを見せていたが、少し中心地を離れるとほとんど人通りもなく静かな雰囲気であった。



【ディジョン市の中心地 フランソワ・リュード広場 右：現在、左：1946?】

伝統的な作りの建物や中心に立つブロンズ像などがほとんど姿を変えることなく残されているのが分かる。この広場の正面はディジョン市のメインストリートである。

このメインストリートは、様々なお店が立ち並び多くの人買い物を楽しむスポットである一方、旧市街地の趣を残す景観がしっかりと守られていた。



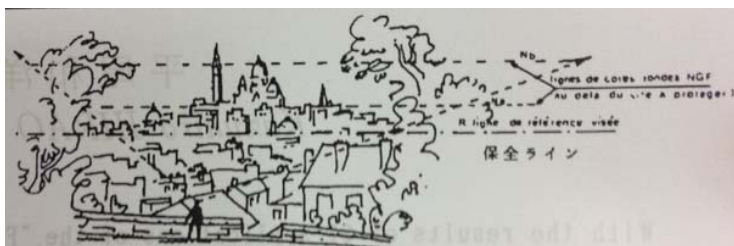
【車の進入が制限されている通り】

3：フュゾー規制

今回の研究旅行でマルロー法に加え、もう一つ注目したものがフュゾー規制である。フュゾー（fuseau）とは紡錘体、中央が膨らんだ円柱形の糸巻型を表し、モニュメントや歴史的建造物の前方、あるいは後方にふさわしくない建物が建てられることを規制するため施行された規制である。人間の視野は、目を円錐の頂点として円錐の底辺方向に広がるので、このような実際に目に映る景観を規制するために、この手法が考え出された。フュゾー規制が最初に用いられたのはパリ（1977年）であり、一般の市町村とは別に、パリ独自の基本となる3つの手法【図Ⅳ】を用いて詳細な規制を行っている。この規制がかけられた地点は現在47か所となっている。

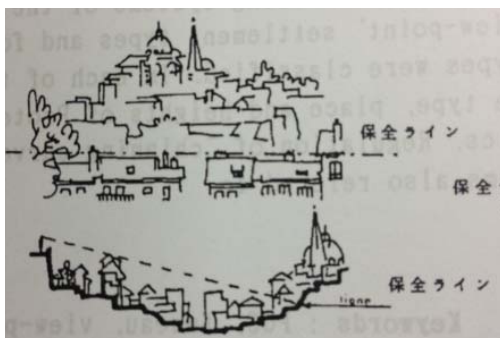
【図IV】 パリにおけるフェゾー規制の基本形 3 パターン

① PERSPECTIVE (パースペクティブ景)



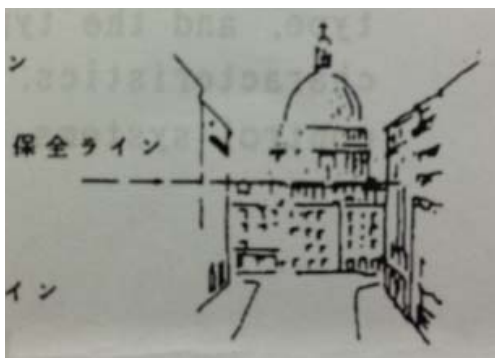
対象の正面に立ち、公園や主要道路などの開かれた空間を介してモニュメントを見る景観。通常、観察者と対象の間に建物群は無く、後景部の規制が目的とされる。

② POINT DU VUE (見下ろし景)



見晴らしの良い高所から街並みを見下ろす際、眺望を妨害するような建物が目の前に出ないように周辺建物の高度抑制に適用。

③ ECHAPPEE (切り通し景)



街路上から軸線上に、両側に並ぶ建物を通してモニュメントなどの対象物を見る景観。パースペクティブ景に比べ、視点の周辺が開けておらず、街中のありふれた場所にあり、軸線に沿って視点が比較的大きく前後移動できるという特徴がある。前景と後景の両方を規制することが多い。

フェゾー規制がかけられている 47 か所の具体的な場所については、記載されている文献を事前調査で見つけることができなかつたため、今回の研究旅行ではパリ市内の各スポットをめぐり、フェゾー規制がかけられている可能性のある箇所を探った。以下では、上記のパリにおけるフェゾー規制の基本形 3 つを踏まえ、研究旅行で実際に訪れた地点を考察していきたい。



【凱旋門からの景観】

凱旋門の展望台からエッフェル塔が見えた。視点から対象まで眺望の障害物は無く、エッフェル塔の背後には一切高い建物がない。よってここには見下ろし景のフェゾー規制がかけられている可能性があると考える。



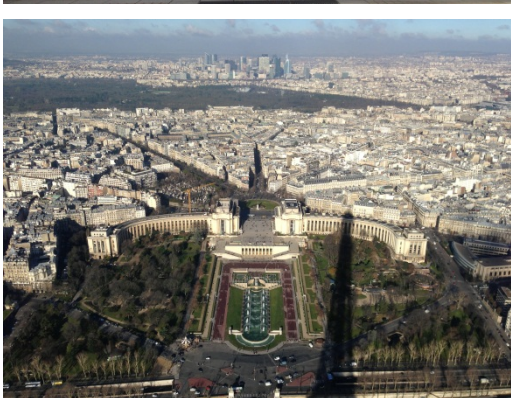
【セーヌ川】

左側にエッフェル塔の先端が見えているのがわかる。セーヌ川沿いは眺望が開けていてとても開放的だった。この地点から見た景観は何か対象物があるわけではないが、パースペクティブ景の一種であるのではないかと思う。建物の高さが揃っており、セーヌ川も幅が広いので空が広く感じられた。



【シテ島・コンシェルジュリー】

中央に見えるのはシテ島のコンシェルジュリー、その横に建つ尖塔はサント・シャペルである。左右に建つ建物は高さが均一であり、それぞれの屋根のラインから延長線を伸ばすとちょうどコンシェルジュリーの中心で交わる。この景観は切り通し景の規制がされている可能性がある。



【エッフェル塔からの眺望】

エッフェル塔3階から見た景勝地・トロカデロ広場とシャイヨー宮。奥に見えるのはビジネス街であるラデファンス地区である。中間に広がるのはブローニュの森。大きな道路はまるで建物をケーキのように分割し、遺産保全の為に開発ができない細い路地などはまるで迷路のように入り組んでいる。パリで一番高い建物から見るとパリがいかに景観に留意した都市構造をしているのかがよく分かった。

パリの街を実際に歩いてみて思ったことは、高層ビルが一切ないためどこにいても空が広いということであった。同時に、歴史的建造物で高さのあるものはある程度であれば離れていてもその一部を見ることができ、エッフェル塔に関しては数キロ離れた位置からでもその天辺を確かめることが出来た。フュジー規制の原点は、モニュメントの前方と背後の景観保全である。この点は、歴史的建造物の周囲 500m についての景観の規制と目的は一緒であるが、フュジー規制はモニュメントの背後 500m を超えて規制をすることができる。

ヴェルサイユ宮殿では、背後に高層ビルが建てられないように周囲 500m の規制の規制に代わり、保全区域を 5 km と大きく拡張した。フュジー規制であれば、規制適用範囲がある程度自由がきいたものの、この拡張が行われた 1964 年にはまだフュジー規制が存在していなかった。こうした意味でも当時のパリにとってフュジー規制は画期的な制度であったのだろう。



【左：ヴェルサイユ宮殿の庭園 右：大運河】

ヴェルサイユ宮殿はとても広大な敷地を有しているが、そのどこを歩いてみても異質な高層ビルは見当たらなかった。これだけ広大な敷地であるにもかかわらずここまで徹底して景観保全のための規制が行われているのは国家規模で景観保全に取り組んでいるフランスならではのであろうと思う。

研究を終えて

私は、以前より世界遺産や歴史的建造物に興味を持っており、こうした分野に関する知識を得たいと考えていた。そのため国際文化学部を選んだわけであるが、1 年次より様々な視点から各国の文化を学習する中で徐々に興味の幅が広がっていった。それはかねてより興味を持っていた文化においても同様であり、単体として見ていた遺産が街、そこに住む人々、その土地の文化などといった様々な要素の集合体の一部であるのだと気付かされた。そして同時に、遺産が在る街はその街ごと遺産として扱われる例が多いことに気付いた。

では、なぜ遺産になりえるほど特徴的な街並みが出来上がったのか。私はその要因の一つに遺産、またはその遺産を含む景観を守るために作成された「都市景観法」が挙げられ

ると考えた。この都市景観法について調べてみると、各国で様々な特色ある制度が施行されていることが分かったが、実際に現地へ赴き、直接目で確かめる機会には恵まれなかった。こうした点を踏まえても、今回の研究旅行は私にとって大変有意義な経験となった。

今回の研究旅行では、マルロー法とフュジー規制という2つの都市景観法を中心にフランスにおける景観規制の動向を追いたいと考えていたが、1つの景観においてもそれを守るための法や制度が無数に布かれており、その景観が成り立つ所以をただ一つの法・規制に絞ることは決してできないのだと感じた。景観保全活動により守られている景観を調査する上では、一つの法・規制について追及することも大事ではあるが、重複して施行されている法・規制について視野を広げてみることも大事なのだと思った。

また、実際に現地へ赴くことで、その土地特有の「空気」というものを直接肌で感じることができ、現地に行くということがいかに重要なのかを改めて感じる事が出来た。この調査の最終的な目標は、欧州諸国で行われている先進的な都市景観保全活動と日本の現状を比較することである。今回の研究旅行でフランスの現状は実際に目で確かめることが出来たが、日本の現状は限られた地域しか把握できていない。今後は、研究旅行での経験をもとに日本各地へ赴き様々な地域での都市景観活動の現状を実際に確かめたいと思っている。

最後に、このような貴重な経験をさせてくださった教育・研究推進課の皆様、国際文化学部の教授方、心強い助言をいただきました後藤先生に感謝いたします。ありがとうございました。

参考文献：

『美観都市パリ 18の景観を読み解く』和田幸信・著 鹿島出版会

『フランスの景観を読む 保存と規制の現代都市計画』和田幸信・著 鹿島出版会

「パリ POS(土地占用計画)「景観保全のための紡錘体 (fuseau)」の現状分析」平尾和洋